

# 産業建設常任委員会審査日程

日 時 令和7年5月30日（金）

午前9時から

場 所 第2委員会室

## ～審査内容～

- 1 議案第52号 山陽小野田市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

（水道）

- 2 議案第50号 山陽小野田市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

（商工）

- 3 議案第53号 区域外における公の施設の設置に関する協議について

（商工）

【議案第50号】【経済部商工労働課】

山陽小野田市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税係の特例に関する条例の一部改正について

**1 根拠法令及び主旨**

○地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律

<主旨>

企業が、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、その他の地域の事業者に対して経済的効果を及ぼすような事業を行うことに對し、様々な支援制度で応援することにより、地域の成長発展の基盤強化や、経済の健全な発展に資することを目的とする。

**2 支援概要**

- ・法人税等の課税の特例（国税）
- ・不動産取得税の課税免除（県税）
- ・固定資産税の課税免除（市税） ▶ 適用期間：3年 など

※固定資産税の課税免除に関しては、減収額の4分の3が普通交付税措置。（財政力指数0.67未満の自治体）

※支援に当たり、企業は県に事業計画を提出し認定を受け、その後に国の確認が必要。

**3 条例改正の内容**

条例第3条を次のとおり改める。

改正後	改正前
第3条 市長は、促進区域内において、 <u>令和10年3月31日まで</u> に、対象施設を設置した事業者に対し～（中略） ～課する固定資産税を免除することができる。	第3条 市長は、促進区域内において、 <u>令和7年3月31日まで</u> に、対象施設を設置した事業者に対し～（中略） ～課する固定資産税を免除することができる。

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条に規定する、地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令が令和7年3月31日に交付、令和7年4月1日に施行され、減収補填措置の適用期間が、令和7年3月31日から令和10年3月31日まで延長されたことを受け、本市の条例についてもあわせて同様の改正を行うもの。

【議案第53号】【経済部商工労働課】

区域外における公の施設の設置に関する協議について

1 根拠法令

- ・地方自治法第244条の3

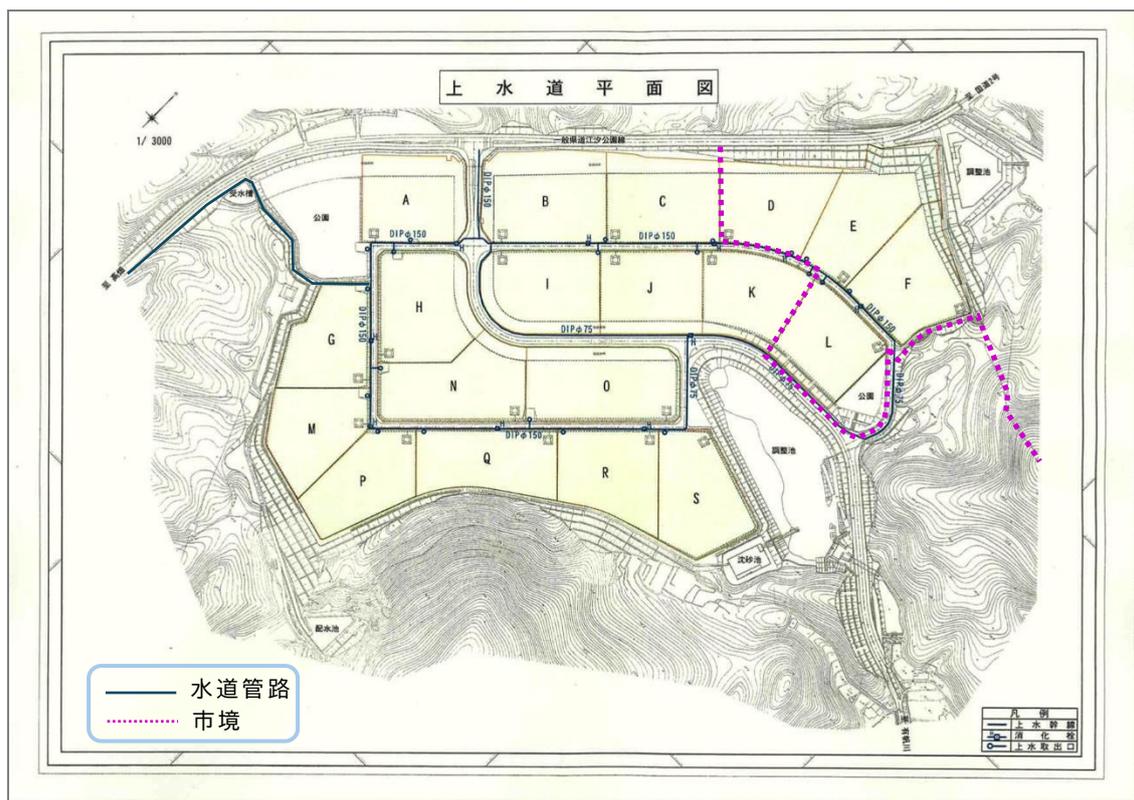
(公の施設の区域外設置及び他の団体の公の施設の利用)

第二百四十四条の三 普通地方公共団体は、その区域外においても、また、関係普通地方公共団体との協議により、公の施設を設けることができる。

2 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体との協議により、当該他の普通地方公共団体の公の施設を自己の住民の利用に供させることができる。

3 前二項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

2 上水道平面図



3 進出企業及び区画

企業名：新光産業株式会社（宇部市厚南中央二丁目1番14号）

区画：5区画（D・E・F・K・L） 約57,730㎡

※うち山陽小野田市区画：K区画（約10,192㎡）